

経過措置料金規制の解除基準と 都市ガス事業者の状況

2026年1月23日

資源エネルギー庁

経過措置料金規制の趣旨について

- 2017年4月のガス小売全面自由化の目的の一つは、小口需要に係る需要家の獲得競争に競争原理を導入することにより、小売料金の低廉化などを通じた需要家利益の増進を図ること。
- 他方、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められない場合には、いわゆる「規制なき独占」に陥ることも想定されるなど、競争によって需要家の利益を増進することを見込むことができない。
- このため、小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、上記のような場合には、需要家の利益を保護する必要性が高いことから、経済産業大臣が指定した供給区域等において小売料金規制を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、当該指定事由がなくなったと認める時は、規制を解除することとしている。
- 2015～16年のガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制の指定・解除基準に係る議論が行われ、整理された基準は処分基準等（※1）として規定されている。当該基準に則して、旧一般ガスみなぎガス小売事業者12者に対して経過措置料金規制が課されることとなり、現在も経過措置料金規制が存置されている旧一般ガスみなぎガス小売事業者は4者（※2）である。

（※1）「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第一項及び第二十八条第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」

（※2）東邦ガス、日本ガス（南平台、初山地区）、熱海ガス、南海ガス（2026年1月23日時点）

- なお、規制の解除に当たっては、解除基準を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかをしっかりと確認しながら、総合的に判断することとしている。

〈電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）〉 ※附則抜粋

第二十二条 みなぎガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなぎガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなぎガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域等について前項に規定する指定の事由がなくなったと認める時は、当該指定旧供給区域等について同項の規定による指定を解除するものとする。

1 経過措置料金規制に係る基本的な考え方について

- 今般の都市ガスの小売全面自由化の目的の1つは、小口需要に係る現在の一般ガス事業者の供給独占を廃止し、小口需要に係る需要家の獲得競争に競争原理を導入することにより、小売料金の低廉化などを通じた需要家利益の増進を図ることである。
- 他方、現在の一般ガス事業者と、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められない場合には、いわゆる「規制なき独占」に陥ることも想定されるなど、競争によって需要家の利益を増進することを見込むことができない。
- このため、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ではあるものの、こうした場合には、需要家の利益を保護する必要性が特に高いことから、いわゆる「規制なき独占」に陥ることによって需要家の利益が阻害されることがないよう、当該旧一般ガス事業者に対しては小売料金規制を存置するというのが経過措置料金規制である。
- すなわち、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間の競争関係に鑑み、小売料金規制の継続なくしては、需要家の利益が阻害される蓋然性が高いと認められる場合には、国は、当該旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課すことによって需要家の利益を保護していく。
- 他方、旧一般ガス事業者と、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められる場合には、原則に立ち返り、当該旧一般ガス事業者に対しては経過措置料金規制を課さず、競争によって需要家の利益を増進させていくこととし、併せて事後監視をしっかりと行っていくことによって需要家の利益を保護していくこととしたい。

(注) 上記の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。

指定基準について（第29回ガスシステム改革小委員会資料3より抜粋）

＜一般ガス事業者＞



＜STEP 2＞※フローに係る指標

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1／2
>当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。



＜簡易ガス事業者＞



＜STEP 2＞※フローに係る指標

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1／2
>当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。



（注1）都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方を用いることを認めることとする。

（注2）小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万m³未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000m³未満の需要。

（注3）旧簡易ガス事業者のシェアとは、これまでの本小委員会でもお示ししたとおり、当該供給地点群における調定件数 ÷ (供給地点数-空き地・空き家の数)。

（注4）前回の本小委員会でお示しした競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

経過措置料金規制の解除基準について

- 経過措置料金規制については、次の①～④のいずれかに該当する場合に解除ができることとされているが、そのいずれかに該当する場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、解除を行わないものとされている。

経過措置料金規制解除基準	趣旨
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	<ul style="list-style-type: none">✓ 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的状態」の要件の1つ。✓ 市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
②直近3年間のフロー競争状況	<ul style="list-style-type: none">✓ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上を、他燃料事業者・他ガス小売事業者が獲得している場合には、十分な競争圧力が働いているものと考えられる。✓ 直近の競争状況を正しく評価する観点から、直近3年間の合計ベースで判断。
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	<ul style="list-style-type: none">✓ 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例では、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的。✓ したがって、他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上であり、かつ十分な供給余力がある場合には、他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	<ul style="list-style-type: none">✓ 小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高い。✓ 多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づく料金メニューで供給を受ける需要家が限定的となっている場合には、経過措置料金規制を課す必要性が乏しいと考えられる。

6 経過措置料金規制に係る解除基準について

- 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る解除基準については、以下のとおり。

解除基準について

<旧一般ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2≤当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

- ③直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある
- ④小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≤自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数



<旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2≤当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。

- ③小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≤自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数



(注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方を用いることを認めるとする。

(注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万m³未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000m³未満の需要。

(注3) 旧一般ガス事業者に係る解除基準②については、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの3年度間ににおける獲得件数・離脱件数を初めて勘案する。

(注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

- まず、経過措置料金規制の解除基準については、経過措置料金規制が課せられた事業者と課せられなかった事業者との公平性を確保する観点からは、この解除基準を不透明なものとすることは回避することが適当。
- 他方、前回の本小委員会においては、旧一般ガス事業者に係る経過措置料金規制の解除基準として以下の4つを提示したところであるが、それぞれの解除基準を形式的に満たしていたとしても、例えば、以下のような場合には、他のガス小売事業者等との適正な競争関係が確保されていると評価することができない。
- このため、御指摘を踏まえ、経過措置料金規制を解除するに当たっては、お示しした解除基準を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断することとしたい。

（注）旧簡易ガス事業者についても同様。

＜解除基準①＞

直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 自らの都市ガス利用率を50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らの都市ガス利用率が50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

＜解除基準②＞

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1／2≤当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給区域内の一般世帯の総数に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合。

（注）ただし、スイッチ等の総数が著しく少ない場合においても、実際に他のガス小売事業者等との競争が進展しており、これらの者との適正な競争関係が確保されていることを旧一般ガス事業者が合理的に説明できた場合には、経過措置料金規制が解除されることもあり得る。また、スイッチ等の総数は、新築着工件数など、景気動向等に左右されるものも含まれることから、仮にその総数が少ない場合においても、適正な競争関係が確保されていることがあり得る点に留意が必要。

＜解除基準③＞

直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

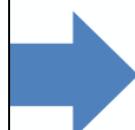
- 他のガス小売事業者のシェアの合計を10%以上とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者との協調的な行動を行うことなどにより、他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上となるように恣意的に操作していた場合。
- 都市ガスの小売全面自由化に係る小口需要における認知度が著しく低い場合。

＜解除基準④＞

小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≤自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 経過措置料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、その需要家を恣意的に当該自由料金メニューに移行させていた場合。
- 経過措置料金メニューによって供給を受けざるを得ない需要家が存在する場合。（経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家にとって、より魅力的な（付加価値のある）自由料金メニューが存在しない場合。）

- 
- また、経過措置料金規制の指定基準については、前回の本小委員会において次頁の基準を提示したところであるが、こうした「総合的に判断する」との考え方は、経過措置料金規制に係る指定を行う際にも同様に採用することが適当である。
 - このため、上記の考え方については、経過措置料金規制を解除する場合のみならず、指定する場合においても同様に採用することとしたい。

（注）簡易ガス事業者についても同様。

【参考】指定解除基準（「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第一項及び第二十八条第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」から抜粋）

第三 改正法附則第二十二条第二項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第二十二条第二項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が定められているところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかの場合に該当する場合であっても、当該指定旧供給区域等に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が（1）の場合に該当させることを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより（1）の場合に該当する場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該解除を行わないものとする。

（1）改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行日（平成二十九年四月一日）以後における他のガス小売事業者との競争関係も踏まえ、第一（1）①若しくは②又は第一（2）①若しくは②のいずれかに該当しなくなった場合。ただし、第一（1）②又は第一（2）②に該当しなくなった原因が他のガス小売事業者によるガスの供給を採用した新築物件の件数又は他のガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数である場合にあっては、①当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があること及び②当該指定旧供給区域等の小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が百分の五十以上であること。

（2）以下の評価式を満たす場合であって、他のガス小売事業者に十分な供給余力があること。

$$A / B \geq 0.1$$

- ・A：直近一年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る他のガス小売事業者によるガス販売量
- ・B：直近一年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る総ガス販売量

（3）①当該指定旧供給区域等における直近三年間の小口需要（旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を採用するものに限る。以下この（3）において同じ。）に係る小売料金の平均単価が連續して下落していること及び②当該旧一般ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件でガスの供給を受ける小口需要の直近の件数が当該指定旧供給区域等において指定旧供給区域等小売供給約款に基づいてガスの供給を受ける小口需要の直近の件数と同等以上であること。

本日御議論いただきたい事項について

- ・ ガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則。他方で、事業者間の適正な競争環境が認められないと等により、使用者の利益を保護する必要性が高い場合に、経済産業大臣が指定した一部の供給区域等においては経過措置料金規制を存置してきたが、これらの規制についても、順次、解除を進めてきた（12者→4者までに減少）。
- ・ こうした中、大手3社（東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス）については、2020年に各社より報告された内容が解除基準を満たしたことから、2020～21年に規制解除に係る議論が行われ、東京ガス及び大阪ガスは規制が解除されたが、東邦ガスについては、ガスの受注調整を行ったことによる公正取引委員会の立入検査が行われていたため、当時は解除を見送られた。
- ・ 東邦ガスによる都市ガスの不正受注事案については、業務改善計画のフォローアップが2025年9月に終了したところであり、こうした状況を踏まえ、第3回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2025年10月31日）において、改めて、同社に係る競争状況を確認した上で、経過措置料金規制の解除可否に係る議論を行うこととされた。また、この議論については、本WGにおいて議論を行い、その結果を次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会に報告することとされたところである。
- ・ 本日は、東邦ガスから報告された指定旧供給区域等（以下「指定旧」という。）の状況が、解除基準を充足すると判断できるかなどについて、御議論いただきたい。

今後の方針について（東邦ガスに係る経過措置料金規制）

- 東邦ガスについては、当該事案が発覚したことにより、第34回電力・ガス基本政策小委員会（2021年4月28日）において、公正取引委員会による調査結果等が明らかになった後に経過措置料金規制の解除可否について判断することとされ、2021年当時は解除を見送られた経緯がある。
- 今般、当該事案のフォローアップが終了したため、改めて、同社に係る競争状況を確認した上で、経過措置料金規制の解除可否に係る議論を行うこととしたい。
- なお、当時、電力・ガス基本政策小委員会において議論を行っていた事項ではあるが、その後、システム改革の進捗なども踏まえ、ガスシステム改革の検証は新たに立ち上げた「ガス事業環境整備ワーキンググループ（ガスWG）」を中心に議論されることになるなど、審議会の体制も変わっている状況であり、以降の議論については、ガスWGにおいて行った上で、本小委員会に報告することとしてはどうか。

解除基準の充足状況 ①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下

- 本基準は、直近の当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の家庭用調定件数を直近の旧供給区域世帯数で除して算出した値が50%以下であるかどうか、で判断を行う。
- 東邦ガスは本基準を満たしていない。

解除基準①の状況

※東邦ガス提出のガス関係報告規則附則第3条の規定に基づく報告書から引用（2025年8月提出）

	東邦ガス
都市ガス利用率（※）	50.6%
【参考】経過措置料金規制を課した際の都市ガス利用率	66.1%

（※）家庭用調定件数（万件）/旧供給区域内一般世帯数（万件）×100 で計算。

解除基準の充足状況 ②直近3年間のフロー競争状況

- 本基準は、小口需要^(※1)に係る新築・既築物件について、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による都市ガス供給採用件数×1/2≤当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数を満たすかどうか、で判断を行う。
- また、上記の式を満たすことに加えて、小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が50%以上であること及び他の小売事業者に十分な供給余力があることが必要である。
- 東邦ガスは上記式を満たし、かつ認知度が50%以上であるが、十分な供給余力があることについては後述する。

(※1) 小口需要とは年間使用量10万m³未満の需要をいう。

解除基準②の状況		※東邦ガス提出のガス関係報告規則附則第3条の規定に基づく報告書から引用（2025年8月提出）
左辺 (=②)	① 旧一般ガスみなし小売事業者による都市ガス供給採用件数	約18万件
	② ①×1/2	約9万件
右辺 (=③/④×⑤)	③ 0.5 ^(※2) (※2) 指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。	
	④ 都市ガス利用率	51%
	⑤ 他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数	約19万件
	右辺と左辺の大小関係	左辺≤右辺 (9万≤19万)

小売全面自由化に係る認知度	東邦ガス
	60.8%

解除基準の充足状況 ③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上

- 本基準は、直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があるかどうか、で判断を行う。
- 東邦ガスの指定旧における他のガス小売事業者の販売量シェアは10%以上**となっているが、十分な供給余力があることについては後述する。

解除基準③の状況

※東邦ガス提出のガス関係報告規則附則第3条の規定に基づく報告書から引用（2025年8月提出）

東邦ガス
指定旧における直近1年間の小口需要に係る他のガス小売事業者の販売量シェア（※） 17.7%

（※）東邦ガスの指定旧においてガス小売事業を営むガス小売事業者に対して、ガス事業法に基づく報告徴収を実施して集計

東邦ガスの指定旧に参入しているガス小売事業者一覧（2025年3月末時点）

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ・東邦瓦斯株式会社 | ・株式会社アースインフィニティ |
| ・東京電力エナジーパートナー株式会社 | ・株式会社グローバルエンジニアリング |
| ・中部電力ミライズ株式会社 | ・T & Tエナジー株式会社 |
| ・株式会社サイサン | ・東京エナジーアライアンス株式会社 |
| ・株式会社ガスパル | ・ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 |
| ・株式会社ファミリーネット・ジャパン | ・株式会社エルピオ |
| ・エバーグリーン・マーケティング株式会社 | ・株式会社エコログ |
| ・株式会社P i n T | ・株式会社ストエネ |
| ・エフビットコミュニケーションズ株式会社 | ・株式会社フォーバルテレコム |
| ・株式会社エクスゲート | |

解除基準の充足状況 ④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数

- 本基準は、小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≤自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数を満たすかどうか、で判断を行う。
- なお、小口需要に係る小売料金の平均単価（※）について、ガス販売量は気温等の影響により変動するが、平均単価はガス販売量の増加に伴って低下する傾向であるため、例えば、前年に比べて暖冬である等の事情があった場合はガス販売量が低下し、平均単価が上昇する可能性がある。
- 東邦ガスは本基準を満たしていない。**

（※）東邦ガス提出のガス関係報告規則附則様式第2第4表から引用。なお、原料費や公租公課などの外生的要因による平均単価の変動分は捨象している。

解除基準④の状況

※東邦ガス提出のガス関係報告規則附則第3条の規定に基づく報告書から引用（2025年8月提出）

	東邦ガス
大小関係	経過措置料金件数<自由料金件数
直近3年間の小口需要に係る小売料金の平均単価が連続して下落	満たさず

十分な供給余力について（総論）

- ・ **十分な供給余力については、経過措置料金規制の解除基準として規定された趣旨、及び2020年当時に整理された内容との整合性を確保する観点から、前回同様の視点を考慮して総合的に判断することとしたい。**

十分な供給余力について（総論）

第28回 電力・ガス基本政策小委員会
(2020年10月30日) 資料4から抜粋

- 「十分な供給余力」は、指定旧における他のガス小売事業者が自社の小売供給の用に供することができるガスが十分ない場合（例：製造設備の休廃止によって将来的に供給区域内の余剰供給力が減少）には、旧一般ガスみなしガス小売事業者が値上げ等を行ったとしても全ての需要脱落までは起きないと見込む可能性が理論的に存在し、**競争圧力が十分に機能しない可能性があることから設けられた条件**である。
- 一般的に、事業者が追加的に都市ガスの供給力を確保しようとする場合、自社設備の建設に加えて、ガス受託製造約款に基づくガス受託製造を依頼する、ガス製造に必要な設備を有する事業者に対して熱量調整や付臭等の業務を相対で依頼する、他者から相対で必要なガス卸供給を受ける、等の方法が考えられる。
- そこで、十分な供給余力が要件として規定された趣旨を踏まえつつ、その有無は、例えば以下の2つの視点を考慮して総合的に判断することとしてはどうか。

A) 他のガス小売事業者が自ら確保する供給力が十分か

- ・ 獲得する需要を満たす十分な製造設備の余力を現有しているかどうか
- ・ 製造設備の増強・拡大を予定しているかどうか 等

B) 他のガス小売事業者が外部から調達する供給力が十分か

- ・ 他のガス製造事業者から、必要な受託製造（受託製造約款に基づく受託製造）を受けられるかどうか
- ・ 必要な熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務が積極的に受託されるかどうか
- ・ 他者から積極的に必要なガスの卸供給を受けられるかどうか 等

十分な供給余力について（供給力確保義務との関係）

- ・気温等の変化によって変動し得るその需要家の需要に見合った十分な供給能力を確保することにより、需要家保護に万全を期すという趣旨から、ガス事業法に基づき、ガス小売事業者には供給力確保義務が課されているところであり、需要の上振れ等の可能性に対応するため、一定の供給予備力を確保することが適当。
- ・この供給力確保義務が中長期的に履行され得るか否かについては、ガス小売事業者がガス事業法に基づき届け出る供給計画において確認しているが、具体的には、最大ガス需要（※1）が見込まれる時間帯における当該最大ガス需要の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを確認することとしている。
- ・東邦ガスの指定旧において最大の販売量シェアを有する新規参入者の供給力の確保状況を、届け出られた2025年度の供給計画に基づいて確認したところ、2025年度から2029年度までの期間において、最大ガス需要見込みに応ずるための十分な供給能力（※2）を確保できる見通しであることを、事務局において確認することができた。

（※1）当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値のこと。

（※2）自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるもの及び他事業者からの購入量の合計値を基礎として判断

（小売）第5表 年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

地区名等		事業者名：						
		(単位：m ³ /時)						
A	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
B	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
C	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

最大ガス需要見込みに応ずるための、十分な自社ガス発生量及び他事業者からの購入量があるか

4. ガス小売事業者の供給力確保義務について

15

【論点1】

何をもって供給力確保義務が履行されていることとするか。

→ **供給力確保義務の趣旨は、ガス小売事業者が気温等の変化によって変動し得るその需要家の需要に見合った十分な供給能力を確保することにより、需要家保護に万全を期すというもの**である。このため、供給力確保義務の履行については、以下のとおり整理することとしてはどうか。

○改正後のガス事業法第13条第1項に規定する「小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要」とは、気温の変化等による需要の変動分を含めた需要のことであり、ガス小売事業者は、これを上回る「供給能力」を確保することが求められる。

○このため、ガス小売事業者が実需給断面における供給力確保義務を履行するに当たっては、需要の上振れ等の可能性に対応するため、一定の供給予備力を確保することが適当である。

(注1) **供給力確保義務が中長期的に履行され得るか否かについては、ガス小売事業者が届け出ることとなる供給計画において確認することとする。**

(注2) 需要に見合った供給能力が確保されているか否かを判断するに当たっては、一般ガス導管事業者の供給区域毎（旧簡易ガス事業に相当する事業を行う者にあっては、供給地点群毎）に判断することとする。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。

17

十分な供給余力について（東邦ガスによるコミットメント）

- 大手3社に係る解除の議論が行われた際には、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたくて十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）に対して意見聴取を実施。
- 監視等委において議論が行われた結果、規制の解除を行うためには、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者から、次の意思表明がなされている必要があるとの回答があり、当時、東邦ガスを含む大手3社からそれぞれコミットメントを行っているところ。

①他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。

②他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。

③「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

- また、監視等委においては、当該コミットメントの遵守状況についてのフォローアップを定期的に実施しており、2025年8月にも2024年度の卸取引を対象にフォローアップが行われているが、問題となる行為は確認されなかった。
- 今回、東邦ガスがコミットメントを遵守していることを確認したことから、これをもって他のガス小売事業者に十分な供給余力があることと判断してはどうか。

参考資料3-1

経済産業省

20201111電委第15号
令和3年1月12日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について（回答）

令和2年11月11日付け20201105第4号により、貴職から当委員会に意見を求められた、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第二十二条第二項に規定する経済産業大臣の指定の解除に關し、下記のとおり回答いたします。

記

卸取引所が開設されていないといったガスの卸取引市場の現状や、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域における他のガス小売事業者の実情を踏まえると、これらの区域における他のガス小売事業者に十分な供給余力が確保されていると判断するためには、将来にわたり、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境が整備されていることが必要である。

また、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域については、他燃料との競合のみでは指定解除要件を満たしておらず、当該区域の都市ガス利用率が50%を超えている状況を踏まえると、将来にわたり適正な競争関係が確保されるためには、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が整備されていることが必要である。

したがって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除を行うためには、当該区域の旧

一般ガスみなしガス小売事業者から、次の意思表明がなされている必要がある。

- (1) 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付與など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- (2) 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- (3) 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

以上

大手3者からの回答（東邦ガス）

（コミットメントについて）

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者的小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」とされており、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

注）この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを意思表明するものではありません。

（実施に向けた弊社の対応）

- 上記内容が、審議会等の場において、将来にわたる新規参入者の十分な供給余力の確保と適正な競争環境の確保の観点から必要な取り組みであるとされたことについて、弊社としても大変重く受け止めており、記載内容に賛同するとともに、真摯に対応していく旨の意思表明をいたします。
- なお、今後の対応に際しましては、これまで以上に事業者ごとの要望を丁寧に理解し、条件等を合理的に判断した上で、誠実な交渉に取り組んでまいります。

東邦ガスの経過措置料金規制の解除について

- ・ 東邦ガスの基準達成状況を整理すると下図のとおり。
- ・ 経過措置料金規制を解除するに当たっては、以下①～④の解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断することとしているところ、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないか判断することとしている。
- ・ 本件についても、今後、パブリックコメントの結果や監視等委への意見聴取の結果を踏まえて、解除して差し支えないかどうかを総合的に判断することとしてはどうか。
- ・ なお、仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は特別な事後監視を実施し、小売料金の合理的でない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図っていく。

東邦ガスの状況まとめ

東邦ガス	
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (50.6%)
②直近3年間のフロー競争状況	○
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	○ (17.7%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	×
備考	・ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。

今後のスケジュール（案）について

【2026年】

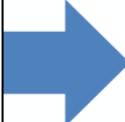
1月23日：第6回ガス事業環境整備WG（東邦ガスの経過措置料金規制の解除基準について）

：指定の解除に係るパブリックコメントの募集（～2/21）

※パブリックコメントの終了後、電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取を経て最終的に判断

【前回の御指摘事項③（池田委員、大石委員）】

国が経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者などの利害関係者が意見を述べることができる機会があるのか。

- 
- 経過措置料金規制の解除要件については、まさに、消費者委員もまじえた本小委員会において御議論いただいているところであるが、実際に当該規制を解除しようとする際も、消費者を含めた関係者からの御意見を国が広く聴取した上で、解除するか否かの判断を行うことが適当である。
 - このため、実際に経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、パブリックコメントを実施することとし、その結果を踏まえ、経過措置料金規制を解除しても差し支えないかどうかを国が総合的に判断していくこととした。
 - 他方、経過措置料金規制が課される一般ガス事業者・簡易ガス事業者は相当数に上ることが想定されるところ、その全てについて上記の手続を経ることとした場合、行政コストが著しく増大するなど、得られる効果に比して、要するコストが著しく大きくなることも想定されるところである。
 - このため、経過措置料金規制を解除しようとする際にパブリックコメントを実施する対象事業者については、需要家に与える影響が特に大きい大手3社に加え、供給戸数が15万戸以上の市町村がある旧一般ガス事業者としたい。（注1）（注2）
 - また、これらの旧一般ガス事業者については需要家に与える影響が特に大きいことに鑑み、経過措置料金規制を解除しようとする際のみならず、経過措置料金規制に係る指定を行うか否かの判断を行う際にもパブリックコメントを実施することにより、国が広く関係者の御意見を聴取した上で、判断していくこととした。

（注1）供給約款料金の認可に当たっては、その影響を受ける需要家の数を勘案し、大手3社については物価関係閣僚会議に付議すべき事業者であり、供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者については消費者庁に協議すべき事業者であると整理されている。パブリックコメントの対象事業者については、需要家に対する影響の大きさを勘案することが適当であることから、この指標を参考にすることとする。

（注2）供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者（大手3社を除く。）とは、現時点では、北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスである。仙台市ガス局は公営事業者であることから、その他の事業者についてパブリックコメントを実施することとなる。

1 ⑨ 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の事後監視について

- 第24回ガスシステム改革小委員会においては、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者や、経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者の小売料金に係る事後監視の必要性について指摘があったところであり、この具体的な内容をどうするかが論点。

＜事後監視の具体的な内容について＞

- 前述のとおり、**小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則**。
- このため、仮に上記のような旧一般ガス事業者に対して総括原価方式を前提とした小売料金に係る事後監視を行うこととした場合、結果として経過措置料金規制を課していることと実質的に同義であることから適当ではない一方、こうした**旧一般ガス事業者が小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを定期的に監視していくことは需要家保護の観点からは有意義である**。
- この点、**現在の一般ガス事業者は、標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を公表しているところ**（例えば、東京ガスでは32m³、大阪ガスでは33m³、東邦ガスでは31m³）、**当該使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き確認していくことにより、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者が、原料費や託送料金の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか**。（仮に、**合理的でない値上げを行っている場合には、業務改善命令が発動され得る**。）（注1）
- なお、第5回の本小委員会において、伊東ガスから次頁のような御意見があったとおり、**小売全面自由化後は、別荘やリゾートマンションなどの使用量が少ない需要家について、当該需要家に係る収支の改善を目指した料金改定（いわゆるリバランス）が行われる可能性があるが、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であるという原則や、当該需要家に対するガス供給に係る赤字については、現在、他の需要家からの収入によって補填されているという実態を踏まえれば、こうした料金改定まで妨げる必要はないのではないか**。

（注1）国が旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課さない、あるいは解除すると判断した場合には、その後は、業務改善命令に係る規定を背景とした事後規制に移行することが原則。このため、こうした判断を行った後、仮に旧一般ガス事業者による小売料金の合理的でない値上げがあった場合には、業務改善命令をもって対処することとし、原則として、再指定は行わないこととする。

1 ⑨ 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の事後監視について

＜事後監視の対象事業者と期間について＞

- **都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者**については経過措置料金規制が課せられないこととなるが、そもそもこのような旧一般ガス事業者は他燃料との競争が特に激しいがゆえに、小売料金の合理的でない値上げが行われることはおよそ想定されない。
- このため、**都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者**については、事後監視の対象外としてはどうか。
- また、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則という中において、**上記の事後監視スキームは、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者に対してのみ課される極めて例外的な措置**であることから、これを恒久化することは適当ではない。
- このため、**事後監視については、3年間の時限措置**としてはどうか。（注2）（注3）（注4）

（注2）小売全面自由化と同時に経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者については、平成29年4月から3年間が事後監視を受ける期間となり、
小売全面自由化後に経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者については、当該解除の日から3年間が事後監視を受ける期間となる。ただし、これら期間内に、合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、これらの期間に加えてさらに3年間、事後監視を行っていくこととする。

（注3）こうした事後監視については、旧簡易ガス事業者についても同様に行う。また、監視の対象となる旧簡易ガス事業者に係る小売料金については、ガス事業生産動態統計を踏まえ、家庭1件当たりの標準使用量の県別の値を前提とした小売料金とする。

（注4）上記の事後監視が終了した後においても、国は一般的な市場監視（小売料金水準の確認等）を行っていく。